

財務省告示第四百六十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十六年度の初日から平成十六年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十六年十月二十九日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十六年度の初日から平成十六年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	一・五八トン
三	四トン
四	一四、四二二トン
五	七三トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
六 トン	四五二トン	八、 一一六トン	六九、 一一六トン	二、 一七三トン	八四トン	二二二、 二九八トン	六五八、 二九 トン	二、 九四二、 三三二トン	四七、 九六七トン	三、 二五 トン	二、 八四トン	一七、 二九五トン	八トン	トン	八トン

二九	七五 トン
二八	五五 トン
二七	六、六五三 トン
二六	一、一四 トン
二五	トン
二四	一 トン
二三	二、六七四 トン
三三	四九 トン
三一	一六、九七 トン